

令和8年第1回瑞浪市農業委員会総会議事録

開催日時	令和8年1月29日(木)		
	午後 2時00分	開会	
	午後 2時50分	閉会	
開催場所	瑞浪市役所 4階 全員協議会室		
議長	大山 理晴 会長		
出席委員 (22名)	委員	安 藤 良 一	勝 股 増 夫
		土 屋 敏 子	安 田 清 和
		加 納 富 雄	足 立 正 之
		渡 邊 美 孝	大 山 理 晴
		鈴 木 録 郎	成 瀬 良 美
		奥 村 正 子	水 野 安 喜
		小 栗 智 幸	遠 山 英 俊
	農地利用 最適化推 進委員 (欠員1 名)	小 川 伸 二	勝 股 重 雄
		三 輪 徳 夫	岩 嶋 貞 夫
		渡 邊 俊 美	有 我 俊 春
		小 倉 清 弘	板 橋 仁 晃
欠席委員 (0名)			
事務局	局長 伊 東 範 明		
	局長補佐 有 賀 大 輔		
	事務職員 井 田 文 香		
付議事項			
議第1号	農地法第3条の規定による許可申請について		
議第2号	農地法第5条の規定による許可申請について		
議第3号	非農地証明申請について		
議第4号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について		
議第5号	瑞浪市地域農業経営基盤強化促進計画(案)について 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議		
※付議の内容については別添のとおり			

大山会長 (挨拶)

ただ今から令和8年第1回瑞浪市農業委員会総会を開会いたします。瑞浪市農業委員会の会議規則第3条の規定により、議長は、会長が務めることになっておりますので、私が、議長の職を務めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員14名、推進委員8名でありますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の定足数であります過半数に達しており、総会は成立いたしました。

それでは、議事日程に従って進めてまいりますので、委員各位のご協力をお願いいたします。

議長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」、これを議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

委員 (異議なしの声)

議長 それでは異議ないものと認め、議事録署名委員は、板橋 仁晃委員と鈴木 録郎委員の2名を指名いたします。

なお、本日の議事録書記は、事務局を指名いたします。

それでは、日程第2に入ります。

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。

成瀬 良美委員、説明をお願いします。

成瀬委員 去る1月22日に、岩嶋 貞夫委員、安田 清和委員、有賀局長補佐、私の4名で現地確認をいたしました。

農地法第3条の規定による許可申請につきましては5件であります。

内容といたしましては、田2筆、畑5筆、合計面積が4,048㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

有賀局長補佐 それでは、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明申し上げます。

議案集の4ページから6ページになります。

まずは、5ページをご覧ください。

3条—1、3条—2

(議案書の内容を説明)

譲受人が申請地を取得し、農業の拡大に励むものです。

次に同じく5ページをご覧ください。

3条—3

(議案書の内容を説明)

譲受人が申請地を取得し、農業の拡大に励むものです。

次に6ページをご覧ください。

3条—4

(議案書の内容を説明)

譲受人が申請地を取得し、農業の拡大に励むものです。

次に同じく6ページをご覧ください。

3条—5

(議案書の内容を説明)

譲受人が申請地を取得し、農業の拡大に励むものです。

以上、議第1号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

では、これより議第1号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見無し)

議 長

別段、ご意見もないようですので、お諮りいたします。

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第1号は、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に議第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、議題といたします。

成瀬 良美委員、説明をお願いします。

成瀬委員

農地法第5条の規定による許可申請につきましては7件であります。内容といたしましては、田4筆、畑6筆、合計面積が6,103.5㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

有賀

局長補佐

それでは、議第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案集の7ページから21ページになります。

9ページと10ページをご覧ください。

5条—1

(議案書の内容を説明)

申請地は、小集団で生産性の低い第2種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えま

す。

次に11ページと12ページをご覧ください。

5条—2

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で第一種中高層住居専用地域に指定されている第3種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に13ページから15ページをご覧ください。

5条—3、5条—4

(議案書の内容を説明)

申請地は、小集団で生産性の低い第2種農地農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられていますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に16ページと17ページをご覧ください。

5条—5

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で第一種中高層住居専用地域に指定されている第3種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に18ページと19ページをご覧ください。

5条—6

(議案書の内容を説明)

申請地は、小集団で生産性の低い第2種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられていますので、転用に対し問題ないものと考えます。こちらは追認案件となります。

次に20ページと21ページをご覧ください。

5条—7

(議案書の内容を説明)

申請地は、小集団で生産性の低い第2種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられていますので、転用に対し問題ないものと考えます。

以上、議第2号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- 議 長 ありがとうございます。
 では、これより議第2号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。
- 委 員 (質問・意見無し)
- 議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。
 議第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、申請のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
- 委 員 (全員挙手)
- 議 長 全員賛成ですので、議第2号は、申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定いたします。
 次に、議第3号「非農地証明申請について」を議題といたします。
 成瀬 良美委員、説明をお願いします。
- 成瀬委員 非農地証明申請につきましては、1件であります。
 内容といたしましては、田1筆面積が1,732㎡であります。詳細については、事務局より説明を求めます。
- 有賀 局長補佐 それでは、議第3号「非農地証明申請について」、ご説明申し上げます。
 議案集の22ページから24ページになります。
- 議案集の23ページをご覧ください。
 非農地－1
 (議案書の内容を説明)
 申請地は現地写真より原野となっていることが確認でき、非農地として扱うことが適当と考えます。
- 以上、議第3号に係るご説明とさせていただきます。
 ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。では、これより議第3号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。
- 委 員 (質問・意見なし)
- 議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。
 議第3号「非農地証明申請について」、申請のとおり証明することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
- 委 員 (全員挙手)
- 議 長 全員賛成ですので、議第3号は、申請のとおり証明することに決定いたします。
 次に、議第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」を議題といた

します。

事務局、説明をお願いします。

井田
事務職員 それでは、議第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」、ご説明申し上げます。

(議案書の内容を説明)

農地の所在につきましては25ページから31ページをご確認ください。

以上、議第4号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。では、これより議第4号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見なし)

議 長 議第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

議 長 全員賛成ですので、議第4号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議第5号「瑞浪市地域農業経営基盤強化促進計画(案)について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

井田
事務職員 それでは、議第5号「瑞浪市地域農業経営基盤強化促進計画(案)について」、ご説明申し上げます。

(議案書の内容を説明)

地域計画策定の今後の流れとしましては、関係機関からの回答が集まり次第適宜修正等を行い、縦覧期間を設け、異議申し立てが無いようでしたら策定となり市HPに公開されます。地域計画は策定したら終わりではなく、毎年見直しを行い、現況に即した、より良い計画にしていきます。

以上で説明を終わります。

以上、議第5号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。では、これより議第5号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見なし)

議長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。
議第5号「瑞浪市地域農業経営基盤強化促進計画（案）について」、
協議内容に異議のない委員は、挙手をお願いします。

委員 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議第5号は、協議内容に異議のないものとし、瑞
浪市長に報告することに決定いたします。

続きまして、日程第3に入ります。

「農業委員会の法令遵守の実施および今後の対応について」を議題と
いたします。

事務局より説明をお願いします。

有賀 局長補佐 それでは、「農業委員会の法令遵守の実施及び今後の対応について」
ご説明申し上げます。

議案集の33ページをご覧ください。

全国の他市町村で、委員による不法投棄や職員による不正文書作成等
の不祥事が発生しています。これを踏まえ、当委員会の法令遵守を徹底
するため、「申し合わせ決議（案）」を作成しましたので、ご確認願
います。決議の内容について、読み上げさせていただきます。

【申し合わせ決議（案）の内容読み上げ】

以上、本申し合わせ決議についてご確認のほど、よろしく願いいた
します。

議長 事務局が読み上げました本申し合わせ決議について、全委員、全推進
委員にお諮りいたします。

本申し合わせを決議することに、ご異議ない委員は、挙手をお願い
します。

委員 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので、原案のとおり決議いたします。本申し合わせのと
おり、法令遵守の徹底をお願いいたします。

以上をもちまして、日程をすべて終了しましたので、総会を閉会しま
す。

以上、事務局が作成した議事録は正確であることを認め、議事録署名委員は下記のとおり署名する。

令和 年 月 日

・ 議 長

・ 委 員

・ 委 員